

# 新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R3. 2. 13）

## 1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

■検査及び患者の状況（2/11現在）

検査件数	346, 126	現在患者	1, 003
陽性累計	18, 327	うち現在入院患者	461
陰性確認済累計	16, 694	うち宿泊療養施設入所者	207
死亡累計	630	うち入所日調整中	170
		うち自宅療養者	165

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

2月12日0時までに確認されている感染者は411, 751名

入院治療等を要する者27, 026名、死亡者は6, 774名

## 2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等

対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。

- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
- (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めるこ

とが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)

- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
- (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。

大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。

(72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。

(73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。

(74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。

(75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。

大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

(76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。

「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。

(77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。

(78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。

大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。

(79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。

10月1日から、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可することを決定。

(80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「GoToEatキャンペーン事業」を本格開始。

(81) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。

(82) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「GoTo商店街事業」を開始。

(83) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。

(84) 10月29日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回）開催。

(85) 10月30日、新型コロナウイルス感染対策本部（第44回）開催。

11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認めることを決定。

(86) 11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第14回）開催。

(87) 11月10日、新型コロナウイルス感染対策本部（第45回）開催。

(88) 11月12日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）開催。

大規模イベントの開催制限を2月末まで再延長することを決定（映画館や野外フェス等における感染防止策等を明示）。

(89) 11月16日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）開催。

(90) 11月20日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第16回）開催。

(91) 11月21日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）開催。

GoToトラベル事業は、感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約を一時停止するなどの措置の導入。GoToEatキャンペーン事業は、食事券の新規発行の一時停止やポイント利用を控えることについて検討を要請。

(92) 11月24日、札幌、大阪両市を目的地とした旅行について、GoToトラベル事業の一時停止を決定。（11月24日～12月15日）

- (93) 11月26日、GoToEatキャンペーン事業に関し、農水省は道商連及びオンライン飲食予約事業者に対し、「全道における食事券販売の一時停止」「札幌市内における食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」の対応を指示（11月30日～12月27日）
- (94) 11月25日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）開催。
- (95) 11月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）開催。
- (96) 12月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第18回）開催。  
GoToトラベル事業は、札幌市及び大阪市の居住者に事業を利用した旅行を控えるよう呼びかけることを決定。（11月27日～12月15日）
- (97) 12月14日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）開催。  
GoToトラベル事業について、札幌、大阪、東京、名古屋について一律に、12月27日まで、到着分は停止、出発分も利用を控えるよう求めるとともに、12月28日から1月11日までの措置として、全国一斉に一時停止することを決定。
- (98) 12月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）開催。
- (99) 12月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第50回）開催。  
12月28日から令和3年1月末までの間、全ての国・地域からの新規入国を拒否するとともに、帰国者・再入国者について、14日間待機緩和を認めないことを決定。  
また、変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域からの全ての入国者及び帰国者について、本年12月30日から令和3年1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施することを決定。
- (100) 1月5日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第20回）開催。
- (101) 1月7日、基本的対処方針等諮問委員会、新型コロナウイルス感染症対策本部（第50回）開催。  
首都圏の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象に、緊急事態宣言を発出（令和3年1月8日～2月7日）。
- (102) 1月8日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第21回）開催。
- (103) 1月8日、緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施。
- (104) 1月8日、GoToトラベル事業について、緊急事態宣言に伴い、全国一斉の一時停止を継続（1月12日～2月7日）。
- (105) 1月8日、GoToEatキャンペーン事業に関し、農水省は道商連及びオンライン飲食予約事業者に対し、「全道における食事券販売の一時停止」「全道における食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」の延長を指示（1月12日～2月7日）
- (106) 1月13日、基本的対処方針等諮問委員会、新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）開催。  
緊急事態措置を実施すべき区域に、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が行われた（令和3年1月14日～2月7日）。
- (107) 1月13日、英国及び南アフリカ共和国から帰国する日本人及び再入国する在留資格保持者に対し、新たに、保健所等から位置情報の掲示を求められた場合には応ずることの誓約書を追加するほか、それ以外の全ての入国者についても、当分の間、入国時

に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存等について誓約を求め、違反した場合、日本人は氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、在留資格者も同様の情報が公表され得るほか、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ることとなった。また、誓約書を提出しない者に対しては、検疫所長の指定する場所で14日間待機することを要請することとなった。

(108)1月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第22回）開催。

(109)1月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）開催。

(110)2月2日、基本的対処方針等諮問委員会、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第23回）、新型コロナウイルス感染症対策本部（第53回）開催。

緊急事態宣言の対象区域について、栃木県を2月7日で解除することとし、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を、3月7日まで延長することを決定。

(111)2月2日、新型コロナウイルス変異株流行国・地域に、アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州）を追加、入国後、検疫所長の指定する場所で待機することとなった（入国後3日目で改めて検査を行い、陰性と判定された方は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機）。

(112)2月2日、日本上陸申請前14日以内に152の国・地域に滞在歴のある外国人は、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否するとともに、上陸拒否の対象地域以外からの入国については、在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出。

(113)2月2日、GoToトラベル事業について、緊急事態宣言に伴い、全国一斉の一時停止を継続（2月8日～3月7日）。

(114)2月3日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律が公布。同月13日に施行。

(115)2月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第24回）開催。

予防接種の実施体制や接種順位等について分科会での議論を踏まえ決定。

(116)2月12日、基本的対処方針等諮問委員会、新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）開催。改正特措法及び改正感染症法が施行されることに伴い、その改正内容等を基本的対処方針に反映。

### **3 道の対応**

(1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。

(2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）

(3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起

(ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供

Q & A、休日夜間の電話対応開始

道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成

(イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。

1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター

1月23日、観光関係団体等

1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）

1月30日、交通事業者への衛生管理徹底

2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）

(ウ) 保健所等による相談対応

1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日 緊急保健所長会議

2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催

2月14日 " 第4回本部会議開催

2月19日 " 第5回本部会議開催

2月21日 " 第6回本部会議開催

2月25日 " 第7回本部会議開催

2月28日 " 第8回本部会議開催

3月 3日 " 第9回本部会議開催

3月10日 " 第10回本部会議開催

3月18日 " 第11回本部会議開催

3月24日 " 第12回本部会議開催

3月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回本部会議開催

4月 2日 " 第2回本部会議開催

4月 3日 " 第3回本部会議開催

4月 7日 " 第4回本部会議開催

4月12日 " 第5回本部会議開催

4月17日 " 第6回本部会議開催

4月20日 " 第7回本部会議開催

4月24日 " 第8回本部会議開催

4月30日 " 第9回本部会議開催

5月 4日 " 第10回本部会議開催

5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催
11月 7日	〃	第25回本部会議開催
11月17日	〃	第26回本部会議開催
11月24日	〃	第27回本部会議開催
11月26日	〃	第28回本部会議開催
12月10日	〃	第29回本部会議開催
12月24日	〃	第30回本部会議開催
1月 7日	〃	第31回本部会議開催
1月14日	〃	第32回本部会議開催
1月21日	〃	第33回本部会議開催
1月28日	〃	第34回本部会議開催
2月 4日	〃	第35回本部会議開催

- (6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)  
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。

- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。  
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。

- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第1回）開催（書面）。
- (34) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (35) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (36) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (37) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (38) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (39) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (40) 4月27日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第2回）開催（書面）。
- (41) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (42) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (43) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (44) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (45) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (46) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (47) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (48) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (49) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (50) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (51) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (52) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (53) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (54) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (55) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (56) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定

- (57) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (58) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (59) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (60) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (61) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (62) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (63) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (64) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (66) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
- (67) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (68) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
- (69) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
- (70) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
- (71) 7月9日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第3回）開催（書面）。
- (72) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (73) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (74) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (75) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。
- (76) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
- (77) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (78) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (79) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
- (80) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (81) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
- (82) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
- (83) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
- (84) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。

- (85) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (86) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
- (87) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (88) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (89) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
- (90) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
- (91) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの類型に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
- (92) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
- (93) 9月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催（書面）。
- (94) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。
- (95) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
- (96) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
- (97) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第6回）開催。
- (98) 10月26日、警戒ステージを「2」に引き上げ（集中対策期間：10月28日～11月10日）、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (98) 11月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第7回）開催（書面）。
- (99) 11月7日、警戒ステージを「3」に引き上げ（集中対策期間：11月11日～11月27日）、すすきの地区において、接待を伴う飲食店などに営業時間の短縮等を行うなど、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (100) 11月10日、「Go To Eat北海道プレミアム事業（食事券発行）」開始。
- (101) 11月13日、宿泊療養施設として新たに確保した、「東横INN札幌すすきの交差点」での受入を開始（最大330名程度）。
- (102) 11月16日、「新型コロナウイルス感染症応援派遣」制度を活用し、国に対し、道立保健所への保健師等派遣について打診。18日から6県1大学から保健師等20名の派遣が決定（札幌市には11月7日から約30名の保健師が派遣）。
- (103) 11月17日、札幌を対象に、「不要不急の外出」及び札幌市外への「不要不急の往来」を控えていただくなど、「ステージ4相当の措置を講じること」を決定。
- (104) 11月20日、宿泊療養施設として新たに確保した、「ホテルフォルツァ札幌駅前」での受入を開始（最大270名程度）。
- (105) 11月21日、知事から全国知事会に対し看護師派遣を要請、13県20人程度の看護師等を受入予定。
- (106) 11月24日、札幌市が国のステージⅢ相当であると判断し、札幌市内におけるGo To トラベル事業の一時停止について、国に申し入れを行うことを決定（11月25日～12月15日）。

- (107) 11月24日、GoToトラベル事業の取扱に準じ、札幌市を目的地とした旅行に係るどうみん割を一時停止。(11月27日～12月15日)。
- (108) 11月25日、宿泊療養施設として新たに確保した、「コートホテル旭川」での受入を開始(最大90名程度)。
- (109) 11月26日、27日までの集中対策期間を2週間延長し(集中対策期間：11月28日～12月11日)、「札幌市内における接待を伴う飲食店」の休業を要請するとともに、すすきの地区の酒類提供を行っている施設について、営業時間等の短縮を継続して要請するなど、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (110) 11月27日、宿泊療養施設として新たに確保した、「東横INN函館駅前大門」での受入を開始(最大110名程度)。
- (111) 11月27日、GoToトラベル事業の取扱に準じ、札幌市居住者に対しどうみん割を利用した旅行を控えるよう呼びかけ。(11月27日～12月15日)。
- (112) 11月30日、宿泊療養施設として新たに確保した、「アパホテル帯広駅前」での受入を開始(最大190名程度)。
- (113) 12月8日、旭川市における新型コロナウイルスの感染拡大防止に関し、道から陸上自衛隊北部方面総監部に災害派遣要請を行い、自衛隊において直ちに派遣を決定。
- (114) 12月10日、これまでの集中対策期間を年末年始を含む1月15日まで1ヶ月間延長し(集中対策期間：12月12日～1月15日)、そのうち、営業時間の短縮(札幌市)、休業(札幌市)、外出自粛(札幌市、旭川市)、往来自粛(全道→行動制限が要請されている地域)といった強い措置については、2週間の期間を区切って、12月25日まで協力を呼びかけを行うことを決定。
- (115) 12月14日、GoToトラベル事業の取扱に準じ、どうみん割の一時停止措置の延長(12月16日～12月27日)及び全道一斉停止(12月28日～1月11日)。
- (116) 12月18日、Go To Eatキャンペーン事業に関し、「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」について、全道域を対象とする(12月28日～1月11日)ことを農水省に回答(12月17日農水省から「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」について検討依頼)
- (117) 12月21日、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る旭川市への自衛隊災害派遣に関し、道から自衛隊北部方面総監部に対し、災害派遣の撤収を要請。
- (118) 12月24日、外出自粛(札幌市、旭川市)、往来自粛(札幌市)の1月15日までの継続と、札幌市内における接待を伴う飲食店に対する営業時間の短縮の要請を決定。  
また、年末年始に向けた共同メッセージを、札幌市長、北海道市長会長及び北海道町村会長の連名で発出。
- (119) 12月24日、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定めた「北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱」を策定。
- (120) 12月25日、宿泊療養施設として新たに確保した、「北見東和ホテル(最大55名)」及び「ホテルクラウンヒルズ釧路(最大120名)」を開設。
- (121) 1月7日、国から「緊急事態宣言」が発出されたことに伴い、対象の都県において、不要不急の外出・移動の自粛が要請されることを踏まえ、道として、現在実施してい

る集中対策期間において、「緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えること」について、特措法に基づく要請として追加。

(122)1月8日、GoToトラベル事業の取扱に準じ、どうみん割の全道一斉停止（1月12日～1月31日）及びりとうぷらすの一時停止措置の延長（1月12日～2月7日）。

(123)1月8日、Go To Eatキャンペーン事業に関し、「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」の延長（1月12日～2月7日）。

(124)1月14日、全国的な感染拡大の中、道内での再拡大が懸念されることを踏まえ、集中対策期間を延長し（1月16日～2月15日）、札幌市内全域の接待を伴う飲食店と、新たにすすきの地区の飲食店に対し、午前5時から午後10時までの営業時間の短縮など、特措法に基づき要請。

(125)1月28日、小樽市の感染状況を踏まえ、感染リスクが回避できない場合、小樽市内における不要不急の外出自粛及び同市との不要不急の往来自粛を特措法に基づき、新たに要請。（1月28日～2月7日）。

(126)2月4日、国の緊急事態宣言や道内の感染状況等を踏まえ、りとうぷらすについては、2月8日から当面の間停止期間を延長するとともに、どうみん割ぷらすについては、国や道の感染状況等を勘案し、開始時期を検討。

(127)2月5日、Go To Eatキャンペーン事業に関し、「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」の延長（2月8日～3月7日）。